

(制度名 住宅瑕疵担保責任保険の引受等)

(制度所管部局名)住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室

1. 制度の概要

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき、住宅瑕疵担保責任保険契約の引受け等の業務を行う。

2. 指定、登録等の基準

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項

(指定)

第十七条 国土交通大臣は、特定住宅瑕疵担保責任その他住宅の建設工事の請負又は住宅の売買に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任の履行の確保を図る事業を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、第十九条に規定する業務(以下「保険等の業務」という。)に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「保険法人」という。)として指定することができる。

- 一 保険等の業務を的確に実施するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、保険等の業務に係る収支の見込みが適正であること。
- 二 職員、業務の方法その他の事項についての保険等の業務の実施に関する計画が、保険等の業務を的確に実施するために適切なものであること。
- 三 役員又は構成員の構成が、保険等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 保険等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって保険等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3. 指定、登録を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
株式会社住宅あんしん保証	20年5月	東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプコビル 6階	上記2に掲げる基準を満たしたため
ハウスプラス住宅保証株式会社	20年7月	東京都港区芝 5丁目 33番 7号 徳栄ビル本館 4階	上記2に掲げる基準を満たしたため
株式会社日本住宅保証検査機構	20年7月	東京都千代田区神田須田町 2-6 ランディック神田ビル 4階	上記2に掲げる基準を満たしたため
株式会社ハウズジャーメン	20年10月	東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル 1階	上記2に掲げる基準を満たしたため
住宅保証機構株式会社	24年4月	東京都港区芝 5-29-14 田町日エビル 8階	上記2に掲げる基準を満たしたため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
保険料等は各法人が業務規程中で定め、国土交通大臣がこれを認可する(住宅瑕疵担保履行法第21条第1項)。	保険料等は、純保険料、付加保険料、各種手数料等の積算により算出されるが、企業秘密情報など非公開情報等をもとに算出しているため、公開していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果

指定されている複数の法人が、当該事務事業の実施にあたり、それぞれの法人の事務効率化の度合いや過去の保険金の請求実績等に応じ、保険料等を随時見直している。引き続き、基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度に実施 (<http://www.mlit.go.jp/common/000206266.pdf>)。